

告 示

埼玉県告示第六十一号

埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十七年埼玉県条例第十九号）第十条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和八年一月二十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 知事指定薬物

イ 三―（二―「（シクロプロピル）（メチル）アミノ」エチル）―*H*―イン
ドール―四―オール（通称名四HO―McPT、四OH―McPT、四―hy
droxy McPT）及びその塩類

ロ ニ―「（四―イソプロポキシフェニル）メチル」―五―ニトロ――「二―（ピ
ロリジン――イル）エチル」―*H*―ベンゾ「*d*」イミダゾール（通称名N
―Pyrrolidinone―isotoniazene、Isotoni
azepyne）及びその塩類

ハ ニ―（二―「（二・三―ジヒドロベンゾフラン―五―イル）メチル」―五―ニ
トロ―*H*―ベンゾ「*d*」イミダゾール――イル）―*N*・*N*―ジエチルエタ
ン――アミン（通称名Ethyleneoxynitazene、Tetra
hydrofuranitazene）及びその塩類

二 効力発生の日

令和八年一月二十二日